

改正

令和4年3月14日

令和6年3月28日

中津川市新婚さん住まいの応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、少子化対策として若者の地元定着を図り、地域コミュニティの維持及び活力あるまちづくりを推進するため、市内において住宅を取得し、定住する新婚世帯の経済的不安を軽減し、応援することを目的とする。

2 中津川市新婚さん住まいの応援事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、中津川市補助金交付規則（昭和36年中津川市規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 玄関、居室、台所、トイレ及び浴室を備えている独立した住居（併用住宅については、居住の用に供する部分のみとする。）をいう。
- (2) 定住 中津川市の住民基本台帳に登録され、中津川市内の住宅に、引き続き5年以上居住することをいう。
- (3) 取得 住宅の新築若しくは増築又は新築された住宅若しくは中古住宅（過去に人の居住の用に供されていた住宅をいう。以下同じ。）の購入（中古住宅にあつては、配偶者又は1親等の親族からの購入を除く。）をいう。
- (4) 基準日 取得の契約を締結した日をいう。
- (5) 新婚夫婦 婚姻届の届出日から5年以内に取得の契約をした、又は基準日以後に婚姻届の届出をした夫婦をいう。
- (6) 増築 既存の住宅の床面積を増やすこと（固定資産税に係る家屋評価を受けた、又は受ける予定のものに限る。）をいう。
- (7) 市内事業者 中津川市内の個人事業主又は中津川市内に本店を有している法人であつて、住宅建築業を営み、又は宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく免許を受けているものをいう。
- (8) 市税 中津川市において課税される市民税、固定資産税及び軽自動車税をいう。

(補助の対象となる取得)

**第3条** 補助金の交付の対象となる取得は、次のいずれにも該当する住宅（増築以外の取得にあつては、第1号から第3号までに該当する住宅とする。以下「対象住宅」という。）の取得とする。

- (1) 令和3年4月1日以後に新婚夫婦のいずれかにより取得の契約がされ、引き続き当該夫婦（増築にあつては、当該契約を行った者の3親等以内の親族を含む。）が所有しているもの
- (2) 取得の金額が100万円（税抜き）を超えているもの
- (3) 過去に交付された補助金に係る対象住宅でないもの
- (4) 固定資産税に未納がないもの

(補助の対象者)

**第4条** 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当し、かつ、対象住宅の取得の契約を行った者（複数の者が当該契約の当事者となっている場合は、より多くの債務を負担し、又は負担する見込みの者）とする。

- (1) 次のいずれかに該当する新婚夫婦に属すること。
  - ア 基準日における夫婦の合計年齢が80歳以下であること。
  - イ 基準日において中学生以下の子を有すること。
- (2) 定住する意思を有していること。
- (3) 対象住宅に居住する者が市税を滞納していないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、その関係者その他の補助金を交付することが不適当と市長が認める者でないこと。
- (5) 過去に補助金及び中津川市ふるさとお帰り支援事業補助金（中津川市ふるさとお帰り支援事業補助金交付要綱（平成28年3月25日決裁）に規定するものをいう。）の交付を受けたことがない者

(補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、30万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件に該当する場合は、それぞれ10万円を加算した額を補助金の額とする。

- (1) 住宅を新築し、又は新築された住宅を購入した場合
- (2) 市内事業者との契約（新築された住宅の購入にあつては宅地建物取引業法第34条の3の代理契約に基づき市内事業者の当該住宅の売買を代理する者との契約を含み、中古住宅の購入にあつては同法第34条の2第1項の媒介契約に基づき当該住宅の売買を媒介する者を通じた契約に限る。）により取得をした場合

(補助金の交付申請)

**第6条** 申請者は、基準日から1年6月以内に中津川市新婚さん住まいの応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 戸籍全部事項証明（戸籍謄本）又は戸籍個人事項証明（戸籍抄本）の写し
- (3) 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (4) 対象住宅の平面図（増築の場合は、増築部分分かるもの）
- (5) 完成後の外観写真（増築の場合は、増築部分分かる着工前と着工後の写真を含む。）
- (6) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (7) 対象住宅の登記事項証明書その他の対象住宅の所有者が分かるもの
- (8) 対象住宅に係る固定資産税の完納証明書（増築の場合であつて、申請者以外の者に当該固定資産税が賦課されている場合に限る。）
- (9) 対象住宅の所有者と申請者の関係が分かる書類（増築の場合であつて、対象住宅の所有者と申請者が異なる場合に限る。）
- (10) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

**第7条** 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があつたときは、当該交付申請に係る書

類等の審査を行い、補助金を交付することに決定したときは、申請者に対し補助指令書により通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金の不交付を決定したときは、中津川市新婚さん住まいる応援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

**第8条** 前条第1項の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに中津川市新婚さん住まいる応援事業補助金請求書（様式第4号）により市長に補助金の交付を請求するものとする。

（交付の取消し）

**第9条** 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたことが分かったときは、これを取り消し、補助金の一部又は全部の返還を命じることができる。

（市事業への協力）

**第10条** 交付決定者は、市が行うアンケートその他事業の円滑な実施に係る調査等に協力するものとする。

（その他）

**第11条** この要綱に定めるものほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の前1月以内の期間内に取得の契約をした者については、この要綱を適用する。

（この要綱の失効）

3 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

4 この要綱の失効前に、第6条に定める中津川市新婚さん住まいる応援事業補助金交付申請書が提出された住宅については、この要綱は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

中津川市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
連絡先（電話）

### 中津川市新婚さん住まいの応援事業補助金交付申請書

次のとおり中津川市新婚さん住まいの応援事業補助金の交付を受けたいので、中津川市新婚さん住まいの応援事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

補助金交付申請額	円
取得費用（土地代を除く。）	円（税抜き）
建築場所又は所在地	中津川市
取得区分	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 購入（新築・中古） <input type="checkbox"/> 既存住宅の増築
契約日	年 月 日
婚姻届出日	年 月 日

《添付書類》

- 1 世帯全員の住民票の写し
- 2 戸籍全部事項証明（戸籍謄本）又は戸籍個人事項証明（戸籍抄本）の写し
- 3 工事請負契約書又は売買契約書の写し
- 4 対象住宅の平面図（増築の場合は、増築部分分かるもの）
- 5 完成後の外観写真（増築の場合は、増築部分分かる着工前と着工後の写真を含む。）
- 6 誓約書兼同意書（様式第2号）
- 7 対象住宅の登記事項証明書その他の対象住宅の所有者が分かるもの
- 8 対象住宅に係る固定資産税の完納証明書（増築の場合であって、申請者以外の者に当該固定資産税が賦課されている場合に限る。）
- 9 対象住宅の所有者と申請者の関係が分かる書類（増築の場合であって、対象住宅の所有者と申請者が異なる場合に限る。）
- 10 その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第6条関係)

年 月 日

中津川市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
連絡先 (電話)

### 誓約書兼同意書

私は、中津川市新婚さん住まいの応援事業補助金交付要綱第6条の規定による補助金の交付申請をするに当たり、申請書提出の日から5年を超えて中津川市に住民票を置き（中津川市の住民基本台帳に登録されることをいう。）、中津川市を生活の本拠地とすることを誓約します。

また、中津川市新婚さん住まいの応援事業補助金交付要綱に基づく受給資格の認定、変更、補助金の交付決定その他必要な手続のため、申請者及び世帯員全員について、市税に関する状況及び住民票の状況を市の担当者が調査確認することに同意します。このことについて、申請者以外の世帯員全員の同意も得ています。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

中津川市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
連絡先（電話）

中津川市新婚さん住まいる応援事業補助金請求書

請求金額 円

年 月 日付け中津川市補助指令第 号による交付決定の中津川市新婚さん住まいる応援事業補助金として上記の金額を請求します。

取扱金融機関名	銀行 金庫 農協 組合	本店 支店 支所 店
フリガナ		
口座名義人		
種 別	1 普通	2 当座
口座番号		

※申請者名義の取扱金融機関名、口座番号等を記入してください。



(別紙3)

市町村長 様

住所

申請者名

耐震性報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の補助金に係る建物の現況について、下記のとおり報告します。

記

1. 昭和56年6月以後に建築された建物
2. 耐震性については、耐震診断を実施し、地震の震動及び衝撃に対し倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断された建物
  - 木造：上部構造評点が1.0以上の建物
  - S造：Is値が0.6以上かつq値が1.0以上の建物
  - RC造：Is値/Iso値が1.0以上の建物
  - その他： 造
3. 耐震補強済み

備考

- ・該当する項の数字に○をしてください。
- ・2. を選択した場合、該当する耐震基準の□にチェックを入れてください。

(別紙4)

市町村長 様

住所

申請者名

耐震化実施・計画書

年 月 日付け 第 号で交付決定の補助金に係る耐震化計画  
について、下記のとおり報告します。

記

- 耐震性が不明であるため、耐震診断を 年までに行う予定です。  
また、耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対し倒壊し、又は崩壊する危険  
性がある又は高いと判断された場合、耐震改修工事等必要な措置を 年  
までに行う予定です。
- 耐震性について、耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対し倒壊し、又は崩  
壊する危険性がある又は高いと判断されたので、耐震改修工事等必要な措置を  
年までに行う予定です。

備考

- ・該当する項の□にチェックを入れてください。
- ・該当の項の空欄に実施予定年を記載してください。





**交付申請に必要な書類**

☑	提出書類	チェック項目等
☐	補助金交付申請書（様式第1号）	<input type="checkbox"/> 申請者の住所は対象住宅の住所か <input type="checkbox"/> 申請者は、住宅の契約者か <input type="checkbox"/> 契約から1年6ヶ月以内の申請か <input type="checkbox"/> 申請額チェック（基本額30万円） 新築住宅の購入で10万円加算 市内に本店のある事業者との契約で10万円加算 ※中古住宅購入の場合は、市内に本店のある事業者との媒介契約に限る 補助金額 _____ 円【最大50万円】 <input type="checkbox"/> 取得費用は、建物のみの価格、税抜価格か
☐	対象住宅に居住する全員の住民票	<input type="checkbox"/> 本籍・続柄は記載されているか <input type="checkbox"/> 夫婦の合計年齢が80歳以下か または中学生以下の子どもがいるか <input type="checkbox"/> 世帯分離している場合はそれぞれの世帯の住民票があるか
☐	婚姻日の分かる戸籍謄本または抄本	<input type="checkbox"/> 契約時に婚姻から5年以内か
☐	工事請負契約書または売買契約書	<input type="checkbox"/> 価格は、100万円超（税抜）か <input type="checkbox"/> 契約者、契約日が分かるか <input type="checkbox"/> 契約日が令和3年3月1日以降か <input type="checkbox"/> 本契約の契約書か ※変更契約をした場合はそのコピーも提出
☐	対象住宅の平面図（間取り図）	<input type="checkbox"/> 増築の場合、増築部分が分かるか
☐	完成後の外観写真	<input type="checkbox"/> 増築の場合、増築部分が分かるか <input type="checkbox"/> 増築の場合、 <u>着工前</u> と <u>着工後</u> の写真があるか
☐	対象住宅の登記事項証明書または対象住宅の所有者が分かる書類	<input type="checkbox"/> 建物の登記事項証明書であること <input type="checkbox"/> 共有名義の場合、持分が多い者が申請者となっているか
☐	誓約書兼同意書（様式第2号）	
☐	市税調査承諾書	<input type="checkbox"/> 課税のある方全ての自署があるか
☐	新婚さん住まいの応援事業アンケート	
☐	※各種証明書は3ヶ月以内に取得したものであること	
☐	※各種書類の申請日は提出する日になっているか	
☐	※増築の場合、固定資産税に係る家屋評価を受けた、または受ける予定か	

**追加書類**

【転入者の場合のみ】 転入者：交付申請日の属する年度の前年度の1月1日以後に中津川市へ転入した方		
☐	新婚夫婦の所得証明書	
【中古住宅購入の場合のみ】		
☐	耐震性報告書または耐震化実施計画書	
【増築の場合であって、対象住宅の所有者と申請者が異なる場合のみ】		
☐	対象住宅の固定資産税の滞納がないことが分かる証明書 ※完納証明書等	
☐	対象住宅の所有者と申請者の関係が分かる書類 ※戸籍謄本等	

**交付決定後に必要な書類**

☐	補助金請求書（様式第4号）	<input type="checkbox"/> 口座情報等に漏れはないか
☐	通帳のコピー（口座番号、名義人が確認できるもの）	